

# 河内長野市審議会等の会議の公開に関する指針

平成15年3月27日

## 第1 目的

この指針は、河内長野市（以下「市」という。）の審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民等に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民等の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

## 第2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、市の担任する事務について、調停、審議、審査又は調査・研究等を行うため、法令、条例、規則又は要綱等の規定により市に設置された審議会、協議会等（本指針において「審議会等」という。）の合議制の会議とする。

## 第3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- (1) 法令、条例、規則又は要綱等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。以下「公開条例」という。）第6条又は第7条に定める情報に該当するものであって、非公開とすべきものについて審議する場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

## 第4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、審議会等の長が当該審議会等に諮って決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

## 第5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち公開条例第6条又は第7条に該当する情報が記載されているものを除く。
- (5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して十分配慮するものとする。

## 第6 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じた場合は、この限りではない。
- (2) 会議の開催の公表は市広報への掲載、インターネットホームページへの掲載、市庁舎への掲示等の方法により行うものとする。
- (3) 会議開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続その他必要な事項とする。

## 第7 会議記録の作成

- (1) 審議会等は、会議終了後速やかに会議記録を作成しなければならない。
- (2) 会議記録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民等が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

## 第8 会議記録の閲覧等

審議会等は、公開した会議の会議記録及び会議資料を市民等の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

## 第9 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

### 附 則

#### ( 施行期日 )

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この指針の運用に際し、必要な事項は施行日前においても行うことができる。

#### ( 経過措置 )

- 2 施行日前において、審議会等が開催されたことがなく第4項の会議の公開又は非公開の決定を行っていない場合は、施行日以降に行われる初回の審議会等は原則非公開とし、同項の決定を行うものとする。